

## 第9回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年1月30日（月）大阪合同庁舎第2号館 9階 共用B会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 河津 茂行 税理士	
審査対象期間	平成23年4月1日～平成23年9月30日契約締結分	
抽出案件	8件 内訳 （公共工事） ・競争入札案件のもの 1件 ・随意契約で新規案件のもの 2件 （物品・役務） ・競争入札案件のもの 2件 うち参加者が1者しかないもの（1件） ・随意契約で建物賃貸借料にかかるのもの 3件	
報告案件	0件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	8件	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」	

<p>【審議案件1】公共工事において競争入札で調達したもの  (競争入札) 大阪労働局におけるハローワークシステム等移設に伴う電源調査及び移設工事  (契約の概要) 大阪西公共職業安定所外9箇所におけるハローワークシステム等移設に伴う電源調査及び移設工事</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件1番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>平成23年10月1日に求職者支援法が施行され、求職者支援制度の実施にあたり、職業安定部に求職者支援課を設置しました。また、各ハローワークも業務量の増加に伴い非常勤職員の配置、待合スペースの確保等を行う必要があったことから、大阪府内の大半のハローワークについてレイアウト変更等の工事を施工しました。</p> <p>工事については、電源工事とシステム工事の2種類あり、審議案件は、電源工事になります。</p> <p>入札参加資格は、予定価格よりD等級となり、より多くの参加を募るため直近上位のC等級も加えて入札を実施し、2者が参加しました。</p> <p>システム工事にかかる入札については2者が参加し、結果として落札者が同一業者となりました。どちらの入札も2者参加していますが落札者以外はそれぞれ別の応札者です。</p>
<p>工事に係る一般競争入札としては、80%という比較的高い落札率となっていることから審議することとしました。平成23年10月1日から2日までの2日間で10箇所の施工となっていますが、同時に施工する必要があったのですか。</p>	<p>10月1日に求職者支援法が施行され、10月3日の月曜日には窓口を設置していなければなりませんでした。工事内容としては、軽微な工事でしたが、2日間で10箇所を施工する必要があり、一定規模以上の業者でないに対応が難しいかもしれないという心配はありました。</p>
<p>応札者が少ないかもしれないという心配があったにもかかわらず、入札参加資格を、C等級D等級に限るとしたことについてはどうなのですか。</p>	<p>予定価格より入札参加資格はD等級となり、直近上位のC等級を加えて入札を行いました。入札参加者がなかった場合は、参加資格を見直して改めて入札を行うことを検討していました。はじめの入札は、予定価格に応じた等級の業者に入札参加させるべきであると考えています。</p>

<p>【審議案件 2】公共工事において随意契約で新規案件のもの  (随意契約) 高島屋堺店 7・9 階設備工事  (契約の概要) 堺公共職業安定所等移転に伴う設備工事</p> <p>【審議案件 3】公共工事において随意契約で新規案件のもの  (随意契約) 高島屋堺店 9 階内装工事  (契約の概要) 堺公共職業安定所等移転に伴う内装工事</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件 2 番と 3 番につきましては一括して審議を行いません。それでは、説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>この工事は、ビル所有者から、設備工事と内装工事について、業種毎に指定された業者と随意契約をしています。</p> <p>堺公共職業安定所は、堺地方合同庁舎が建築されるまでの仮庁舎としてジョルノビルに入居していましたが、当該ビルの建て替えが決定したため、平成 23 年 12 月までに退去するよう貸主から求められました。</p> <p>堺公共職業安定所が、入居するためには、約 2000 m<sup>2</sup>以上が必要であり、高島屋のみが入居スペースを確保できるビルでした。</p> <p>それぞれの工事にかかる予定価格の積算は、建築コスト情報等をはじめ、過去の工事等も参考に算出しました。</p>
<p>工事内容によって 2 つの工事業者と契約を締結しています。貸主が業種毎に業者を指定した場合は、それに応じて話を進めないといけないのですか。</p>	<p>契約については、貸主の指定する業者による施工が条件とされており、結果として、指定業者から徴した見積書が、予定価格以下であったため契約の締結を行いました。大阪労働局が過去に契約を締結したビルの貸主が、業種毎に業者を指定することはありませんでした。</p> <p>また、今回の入居工事については、1 年半後に堺地方合同庁舎が建築されるまでの短期間の入居であるため、安価な経費で、できる限り現状のまま使用できるように調整しましたが、店舗仕様であったため、OAフロアが未設置であるなど、事務所仕様の民間ビルに入居する時とは違った意味での経費が生じました。</p>

<p>高島屋は、堺公共職業安定所が退去した後に、今回敷設したOAフロアを活用するということはないのですか。</p>	<p>堺公共職業安定所は大規模所で、検索パソコンが100台以上あり、OAフロア敷設は必要でした。そのため施工費の大部分がOAフロア敷設にかかる経費となっており、それ以外は最低限の仕様で対応しました。なお、OAフロアについては、置き敷きタイプを選んでおり、堺地方合同庁舎へ転居する時には、別の施設に移設し再利用する計画としています。</p>
<p><b>【審議案件4】 競争入札案件で参加者が1者しかないもの</b>  (競争入札) トナーカートリッジ等の購入  (契約の概要) トナーカートリッジ等の購入にかかる一般競争入札</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件4番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>大阪労働局、各監督署、安定所において平成23年度に使用するトナーカートリッジ等については、トナーの種類毎に単価契約を締結しています。当局で、年間の単価契約を締結している消耗品類は、トナーカートリッジ、コピー用紙等の用紙類、事務用品等の3種類の大きな契約があります。</p> <p>平成21年度までは四半期ごとに所要数を調査・確認して入札をしていましたが、四半期ごとに入札しますと、急遽不足が生じた場合、改めて契約をしなければならない等非効率であるため、平成22年度から年間の単価契約を試行的に行いました。結果として、単価等の係数を比較したところ前年度比約92%でしたので、平成23年度もスケールメリットを生かした形で単価契約としました。</p> <p>入札参加資格は、予定価格よりA等級となり、より多くの参加を募るためB等級C等級を加えて入札を実施しました。</p>
<p>結果的に1者応札となったのは、発注の規模が大きくなることから一定やむを得ない面もあると思いますが、今回の規模に対応できる業者は近畿地区でも何者かあるのではないのですか。</p>	<p>平成22年度の入札時には3者の応札がありました。平成23年度の入札は、予定発注量が多いことから、公示期間を暦日で19日間と長く設定し、より多くの業者への入札参加の呼びかけができるよう配慮しましたが、結果として</p>

	<p>1 者の応札となりました。1 者となった要因としては、平成 22 年度よりも予定発注量が多く資金繰りが困難なこと、ハローワークシステムにかかるトナーカートリッジの一部に代理店経由でないと調達しにくいものがあったことが、入札に参加しなかった要因であったと平成 22 年度の応札業者で今回不参加の業者等から聞いています。</p> <p>なお、代理店経由で調達するハローワークシステムのトナーカートリッジは、平成 24 年度以降は、本省において一括購入する予定であり、汎用性があるものに限られてきますので、入札参加者は増加すると考えています。</p>
<p>大手しか参加できないような入札ではなくて、小分けにして、中小業者も入札参加できるような発注の仕方は可能でしょうか。</p>	<p>コピー用紙等の用紙類や事務用品等については、スケールメリットにより、個々の単価は下がりますが、総量が増え、予定価格は高額になりますので、入札参加資格のある業者は大手になっているのが現状です。</p> <p>トナーカートリッジ等については、種類毎に分割して単価契約することも、分割できる理由があれば可能なのかもしれませんが、現状では理由がなく難しいと考えています。</p>
<p><b>【審議案件 5】競争入札で調達しているもの</b>  (競争入札) 大阪労働局で使用する電気の供給契約  (契約の概要) 電気の供給契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件 5 番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>平成 19 年 12 月の「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」により、対象となる高圧受電設備が設置されている府内 6 監督署 10 安定所における電気の供給契約について一般競争入札を実施したものです。</p> <p>平成 23 年度で 3 回目となりますが、平成 21 年度、平成 22 年度と違い今回は関西電力と契約を締結することとなりました。契約単価は、平成 22 年度より若干上がっております。入札</p>

	<p>参加資格としては、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況に関し、「大阪労働局が定める電力供給事業者に対する二酸化炭素排出量に関する基準」に定める基準を満たす者としており、二酸化炭素排出係数が高く、過去に入札参加できていた特定規模電気事業者が入札参加できない状況となっております。二酸化炭素排出基準の規制値をどう設定するかというのは、原子力発電所の問題もあり、今後は非常に難しい部分があります。</p>
<p>この審議案件は、過去にも当委員会で審議をしました。一般電気事業者の関西電力と特定規模電気事業者とあり、特定規模電気事業者が多く応札してくると競争原理が大きく働きます。関西電力は発電能力と送電能力の2つを持っていますが、他の事業者は持っていないので、特定規模電気事業者が割高になると思うのですが、前は関西電力の応札額の方が高く不思議でした。</p> <p>今回の入札では、平成22年度以前に契約を締結していた特定規模電気事業者も参加していたのですか。</p>	<p>今回の入札には、平成21年度に契約を締結した特定規模電気事業者は応札しました。</p> <p>特定規模電気事業者は、自社所有の発電所や製鉄所などの各種電気事業者で発生する余剰電力を購入し販売しています。特定規模電気事業者は、送電設備を所有していませんので、送電設備の使用料を関西電力に支払する必要がありますが、それでも、これまでは余剰電力を安価で購入し、関西電力より安価で販売していました。</p>
<p>受電設備の能力が必要以上に高すぎると、料金が割高になると思われませんが、庁舎ごとの受電能力について、どの程度必要なのかというチェックを行っていますか。</p> <p>電灯をLEDに変更することにより、現在の受電量が不要になるということも聞いていますが、LEDの設置費用が高くて回収するのに50年かかるとも言われています。専門業者に診断してもらわないと判断が難しいのかもしれないね。</p>	<p>設備関係については、近畿地方整備局に相談させていただくことが多いです。</p> <p>電気の供給契約を締結しているのは自前庁舎ですが、庁舎建築当時にも電気容量の積算を行っており、システム等の増減時等にも電気容量は確認しています。</p> <p>LEDの場合、設置費用を回収するまでに長い期間かかるということですが、節電等のエネルギー削減を最優先にして経費をかけたのか、トータル的な経費を優先するのか、議論のあるところかと思いますので、本省や近畿地方整備局とも相談をしながら進めていきたいと考えています。</p>

<p>【審議案件 6】 随意契約で建物賃貸借料にかかるのもの  (随意契約) 基金訓練修了者等就職支援コーナー建物賃貸借料  (契約の概要) 建物賃貸借料</p> <p>【審議案件 7】 随意契約で建物賃貸借料にかかるのもの  (随意契約) 職業訓練コーナー建物賃貸借料  (契約の概要) 建物賃貸借料</p> <p>【審議案件 8】 随意契約で建物賃貸借料にかかるのもの  (随意契約) 大阪キャリアアップハローワーク建物賃貸借料  (契約の概要) 建物賃貸借料</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件 6 番から 8 番につきましては一括で審議を行うこととします。説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>大阪キャリアアップハローワークは、平成 21 年 3 月にリーマンショックによる非正規労働者の解雇や雇い止めが社会問題となったことから非正規労働者の安定した就職を支援するために約 500 ㎡のスペースで梅田の第一生命ビルに設置しました。その後、同年の 11 月、12 月に職業訓練コーナーを設置しました。緊急人材育成就職支援基金事業、いわゆる「基金訓練」が平成 21 年 7 月から始まり、同年の末頃に大規模な募集が行われたことから、その窓口を 100 ㎡拡張し、基金訓練受講者を対象にした就職支援を含めて実施していくために、さらに約 100 ㎡の窓口を設置しました。</p> <p>平成 22 年度の委員会で、契約を集約して単価を低くできないかというご意見をいただきましたが、本件は平成 21 年 3 月に入居した時の単価のままで契約を締結しております。</p> <p>理由としましては、大阪キャリアアップハローワーク等の施設を移転させる計画があったためです。平成 23 年 12 月 26 日に大阪キャリアアップハローワーク等を阪急グランドビルに移転しており、その際には他の施設も含めて契約を 1 契約としています。</p>

<p>同じフロアの部分毎の3契約であったため、審議をする必要があると考えましたが、3契約となった理由、そして現時点では移転集約し、グロス単価も下がっているということが分かりました。</p> <p>しかし、梅田の半径1km範囲内のところで、第一生命ビルから阪急グランドビル、面積もどんどん増えて、なんとなく10年単位で見れば、大変な無駄遣いではないかという気もするのですが。</p> <p>こんなに、ハローワークに人がいっぱい来られるのは予想外なのですか。</p>	<p>大阪学生職業センターについては、最近の急激な景気悪化により、学生が溢れている状況であり、利便性や予算的なことも考慮した上で、増床が可能な阪急グランドビルに移転することとしました。その際、大阪キャリアアップハローワークも併せて移転することが事業的にも効率的であると判断し、同一ビルへ移転することとしました。</p> <p>10年以内で移転を繰り返しているような状況ですが、その時々で必要な施設の広さが変化するのも事実です。</p> <p>移転をした結果、大阪学生職業センターの登録者数は2割増、3割増と増加傾向です。</p>
<p>ニーズは経済状況に応じてその都度動くので、それに対応するためには、国が個別庁舎で対応するのではなくて、民借というの合っていると思います。必要なスペースをその時の相場によって契約して確保するというのが、大きな方向性としてはいいと思いますが、説明が難しい面もあると思います。</p>	<p>同一フロア若しくは近くのフロアで、必要に応じて賃貸借契約を締結したり解除したりすることが容易にできればいいのですが、そのように都合のいいビルはなかなかありません。</p> <p>当分の間は、新卒者を含めた学生や若年者支援に相当力を入れていかなければならず、その対応のためにもスペースを広げる必要があったため、移転をしたというものです。</p>
<p>入退去により、その都度工事等も必要になりますが。</p>	<p>今回の移転により、大阪キャリアアップハローワークの借料は、年間で約1500万円下がりましたので、移転ができたというのが現実です。移転をした方が、長期的にはコスト削減になり、大阪学生職業センターと同じフロアの中で連携しながら業務をしていくこともできるということで判断しました。</p>
<p>今回抽出しました8件を審議いたしました。すべて適正であると判断いたします。</p>	